

代替地のあっせんに係る説明及びその 用地交渉日誌の取扱いについて

平成9年3月24日用地第1380号

用地課長通知

最終改正 平成16年3月3日

代替地のあっせんに係る説明及びその用地交渉日誌について、事後紛争の防止及び証拠保全を考慮して、下記のとおり取扱うこととしましたので、適切に処理していただくようお願いします。

記

- 1 代替地のあっせんに係る説明にあたっては、別添「代替地のあっせんに係る説明書」の記載事項について必ず説明すること。この説明は、対償地契約に係るもののみではなく、県があっせんするすべての代替地について行うものとする。
- 2 上記1の説明を行ったときは用地交渉日誌を必ず作成すること。また、別添の「代替地のあっせんに係る説明書」を添付するなどして、説明事項が明確に分かる内容とすること。
- 3 上記2の文書のうち対償地契約にいたったものは、永年保存扱いとする。

代替地のあっせんに係る説明書

登記簿記載事項

()

代替地の現在の所有者及び地目

()

都市計画法上の制約等 (1)

()

農地法及び農振法上の制約等 (2)

()

土壤汚染対策法上の制約等 (3)

()

代替地は従前地の権利を引き継がない旨

第三者が行う代替地への財産評価について、県が責任を負わない旨

用途地域等の将来における見直しについて、代替地であることをもって有利に取り扱われることのない旨

代替地の引渡しの条件 (現状での引渡し、県の履行範囲等)

()

代替地に係る契約の内容 (4)

()

その他必要事項

()

- 1 : 都市計画区域に該当するか否か、区域区分及び用途地域の種類、開発許可の要否、市街化調整区域内における開発許可後の建築物の転売等に係る制限、その他必要事項について説明する。
- 2 : 転用許可等及び農振農用地区域からの除外の要否、その他必要事項について説明する。
- 3 : 指定区域に該当するか否か、特定施設敷地であった可能性 (登記簿、住宅地図及び聞き取り調査等により知り得る限りで)、土地の形質変更届出義務、その他必要事項について説明する。
- 4 : 契約形態、引渡時期、代替地代金と事業用地代金の差額の支払要件、瑕疵担保責任を負わない旨の特約、その他必要事項について説明する。